平成15年4月1日告示第22号

改正

平成17年4月1日告示第45号 平成18年3月31日告示第38号 平成19年5月1日告示第59号 平成19年6月1日告示第64号 平成20年2月4日告示第10号 平成29年9月13日告示第92号 令和3年3月1日告示第9号

東かがわ市公共工事等入札・契約情報の公表に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条及び第8条並びに同法施行令(平成13年政令第34号)第5条から第7条の規定に基づき、市が行う公共工事(市が発注する建設工事をいう。以下同じ。)、公共工事の施行に伴う測量、調査、設計等の委託業務(以下「委託業務」という。)及び物品の買入れ等(以下「公共工事等」という。)の入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。(発注の見通しに関する事項の公表)
- 第2条 市長は、毎年度、4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事及び委託業務(予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事及び委託業務であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。
 - (1) 公共工事及び委託業務の名称、場所、期間、種別及び概要
 - (2) 入札及び契約の方法
 - (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- 2 市長は、毎年度1回、10月1日を目途として、前項の規定により公表した事項を見直し、当該 事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

- **第3条** 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成し、遅滞なく当該事項を公表するものとする。 これを変更したときも、同様とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の11第2項の 規定により定めた東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準(平成15年東かがわ市告示 第18号)及び東かがわ市建設工事共同企業体事務取扱要領(平成15年東かがわ市告示第23号) 並びに指名競争入札参加資格者名簿
 - (2) 東かがわ市建設工事指名競争入札指名業者指名基準(平成15年東かがわ市訓令第15号)及び物品の購入等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(平成15年東かがわ市訓令第53号)
 - (3) 東かがわ市建設工事指名停止等措置要領(平成15年東かがわ市告示第24号)及び東かがわ 市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成15年東かがわ市告示第125号)
- 2 市長は、公共工事等の一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除くものとする。
 - (1) 公共工事等の名称及び場所
 - (2) 入札日
 - (3) 入札者の商号又は名称及び住所(指名競争入札については入札辞退者に係るものを含む。) 並びに入札金額(ただし、自治令第167条の10の2(自治令第167条の13において準用する場合 を含む。)の規定により総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合は、第 11号の規定による。)
 - (4) 予定価格(予定価格が1,000万円未満の物品の買入れ等を除く。)
 - (5) 落札者の商号又は名称及び住所並びに落札金額
 - (6) 指名競争入札を行った場合における指名した者を指名した理由
 - (7) 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、 その資格を有する者に当該入札を行わせた場合における当該資格
 - (8) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びに これらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかっ た理由
 - (9) 自治令第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込

みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

- (10) 自治令第167条の10第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (11) 自治令第167条の10の2(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った理由
 - イ 落札者決定基準
 - ウ 入札者の商号又は名称及び住所並びに入札者の入札金額並びに総合評価値
 - エ 落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利 なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 3 市長は、公共工事(予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (2) 公共工事の名称、場所、種別及び概要
 - (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - (4) 契約金額
 - (5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 4 市長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更後の契約に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。 (予定価格の事後公表)
- 第4条 前条第2項第4号に規定する予定価格は、入札執行後に公表するものとする。ただし、東かがわ市契約規則(平成15年東かがわ市規則第35号)第14条第5項ただし書きの規定により、継続性又は反復性を伴う事業等で事後にこれを公表することにより、市に不利益が生じるおそれがある場合は、これを公表しないことができるものとする。

(公表の方法等)

第5条 前3条の規定による公表は、東かがわ市本庁舎に閲覧所を設け、閲覧に供することにより 行うものとする。

- 2 第2条の規定による公表は、当該年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。
- 3 第3条第2項及び第4条の規定による公表は、当該入札の執行後において落札者の決定をした 日の翌日から、当該入札に係る公共工事等の契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過 する日まで閲覧に供するものとする。
- 4 第3条第3項及び第4項の規定による公表は、当該公共工事の公表をした日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。
- 5 第1項に規定する閲覧所における閲覧は、午前9時から午後5時までとする。ただし、東かが わ市の休日を定める条例(平成15年東かがわ市条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除 くものとする。
- 6 前3条の規定により公表する事項について閲覧をしようとする者は、閲覧所に備え付けの閲覧 簿に所定の事項を記入したうえ、閲覧所において閲覧するものとする。
- 7 第1項及び前項の規定に基づき行うもののほか、インターネット等電磁的な方法をもって公表できるものとする。

(遵守事項)

- 第6条 閲覧をしようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 閲覧に係る関係書類(以下「閲覧書類」という。)を閲覧所以外の場所に持ち出さないこと。
 - (2) 閲覧書類を汚し、又は破損しないこと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。
- 2 前項の規定に違反する者に対しては、必要に応じ閲覧を停止し、又は禁止する等の措置を講じることとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大内町指名競争入札結果等の公表に関する規程(昭和57年大内町訓令第2号)、白鳥町競争入札結果等の公表に関する要綱(昭和57年白鳥町要綱第

1号)、引田町指名競争入札結果等の公表に関する要綱、大内町公共工事契約内容等の公表に関する規程(平成13年大内町訓令第4号)、引田町工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表に関する要領、大内町公共工事発注見通しの公表に関する規程(平成13年大内町訓令第3号)、白鳥町公共工事発注見通しの公表に関する規程又は引田町工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に関する要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年4月1日告示第45号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第38号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月1日告示第59号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日告示第64号)

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月4日告示第10号)

この告示は、平成20年2月4日から施行する。

附 則 (平成29年9月13日告示第92号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以降に開札するものから適用し、同日前に開札したものについては、な お、従前の例による。

附 則(令和3年3月1日告示第9号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日告示第12号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。